

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## コロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

### 県感染防止協力金（1/21～3/6実施分）について愛商連が県と交渉

4月26日、県の金融課、商業流通課、事務担当責任者の3名が愛商連をおとずれ、要請についての回答を伝えました。民商からの要望について、1、提出書類一覧の④「売上帳等の帳簿の写し 参照月（2019年または2020年または2021年の1月から3月）における店舗ごとの飲食事業の売上の分かるもの」は下限額での申請の場合は不要。2、提出書類一覧⑥確定申告書の写し  
a、下限額申請の場合は、参照月を含む年の確定申告書は不要  
b、これまでの申請で一度でも確定申告書（2020年分でも可）を提出していれば、2021年の確定申告書は不要。  
3月17日に愛商連に回答した内容とは違う指導と審査がなされ、不備となった事例が県下民商会員のなかで、少なからず発生しました。県は、この間の対応を謝罪し、参照月の不備とされた場合は、愛商連を通じ報告すれば不備扱いとしないことになりました。免税業者に対しても消費税の税額付記を求めた点も問題です。大量の添付書類に申請をあきらめた業者も…。今後、こういうことのないように引き続き行政に対し声をあげていきましょう。

### 青年部主催「事業再構築補助金活用セミナー」を開きます

北部民商に転籍してきた30代の若い会員の要望に応じて「事業再構築補助金学習会」を開きます。講師は、これまで補助金申請に何度もチャレンジして自力で勝ち取ってきた青年部長が務めます。名古屋市や愛知県の補助金についても、メリット、デメリットなど教えていただきます。青年部主催ですが、興味のある方は、青年部以外の方でもけっこうですので、ぜひご参加ください。

日時 5月16日（月）19時30分～  
場所 民商事務所3階



### ロシアのウクライナ侵攻と国際法

弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

2月24日に、ロシアがウクライナに侵攻を始めて、2ヶ月以上が経過しました。未だに、侵攻は続いており、多くの被害が報道されています。残酷な戦争は早く終わってほしいと思います。法的な問題は、なかなかマスコミでも報道されませんが、ロシアの侵攻は国際法と国際人道法に違反するものと考えられます。今回は、国際法違反の点について知っておきましょう。

国際法とは、国家間の関係を定める条約などのことで、2国間で結ばれるものだけではありません。国連憲章も国際法に該当し、今回の問題は国連憲章2条に違反しているものです。国連憲章2条は、第2次世界大戦の反省を踏まえて、武力による威嚇や武力の行使を一般的に禁止しました。但し、国連憲章は51条において、加盟国に武力攻撃が発生した場合に、国連の措置があるまで、個別的又は集団的自衛権を行使することを認めています。ロシアは、国連憲章51条を根拠に、自衛権の発動であるから国際法違反ではないとっています。ロシアは、ウクライナ東部にある「ドネツク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」を国家として認め、これらの国がウクライナから武力攻撃を受けているから、集団的自衛権に基づき軍事支援したというのです。



確かにウクライナは、巨大な軍事同盟であるNATOに加盟しようとし、旧ソ連国のなかでもロシアに次ぐ軍事大国です。しかし、だからといって、現にロシアに武力攻撃をしたわけでもないのに、ウクライナの一部の地域を独立国家と勝手に認めて自衛権を発動するなど、誰が見ても、身勝手な言い分としかいいようがありません。但し、ロシアも国連安全保障理事会の常任理事国であり、拒否権があるため、国連の対応も不十分なものにならざるを得ません。国際世論により、ロシアの違法性を訴えていくことが重要です。